

国立大学法人東京外国語大学アジア ・アフリカ言語文化研究所共同研究 専門委員会規程

平成 21 年 9 月 10 日
規 則 第 137 号

改正 平成 23 年 10 月 13 日規則第 40 号

平成 25 年 10 月 10 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 5 号

令和 7 年 3 月 13 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 4 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程第 9 条の規定に基づき、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）に共同研究専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この規程において、「関連研究者」とは、東京外国語大学の教員以外の者で、研究所規程第 2 条第 1 項に定める目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。

(目的)

第 3 条 委員会は、研究所が公募する共同利用・共同研究の課題の審査及び研究所が実施する共同利用・共同研究の課題の評価に関して所長が必要と認める事項について、所長の諮問に応ずる。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 研究所附属情報資源利用研究センター長
- (4) 所長が指名する研究所教員若干名
- (5) 関連研究者

2 前項第 5 号の委員の数は、委員会委員の総数の二分の一以上とする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に第 4 条第 1 項第 5 号の委員の中から、互選により委員長を置く。

2 委員長は、第 4 条第 1 項第 5 号の委員の中から、副委員長を指名する。

3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 7 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第 8 条 委員会に委員長の指名により幹事を置く。幹事は委員会の事務を処理する。

(報告)

第 9 条 委員会において審議された重要な事項は、これを研究所教授会に報告しなければならない。

(規程の改正)

第 10 条 この規程の改正は、研究所の教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用委員会規程(昭和 40 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 13 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。